

京都橋大学新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針

レベル	授業（学外実習を含む）	学生等のキャンパス入構	教員による研究活動	事務体制、窓口業務	学内の会議	課外活動
0 （通常）	通常通り					
1 要注意 （一部の活動制限）	感染拡大防止対策を講じたうえで通常の授業・実習等を実施する。	感染予防策を講じたうえで入構することを可とする。	感染拡大防止策を講じたうえで通常の研究活動を行う。	感染拡大防止策を講じたうえで通常どおりの窓口業務を行う。時差出勤および在宅勤務を可とする。	感染拡大防止策を講じたうえで対面会議を行うが、オンライン会議の利用を推奨する。	感染拡大防止策を講じたうえで課外活動の実施を可とする。
2 要警戒 （中程度の活動制限）	対面授業とオンライン授業を併用する。感染防止策を講じたうえで対面での授業・実習等を実施することができ、受講人数等に制限を設ける。	・感染拡大防止策を最大限講じたうえで入構することを可とする。教室等で学内ネットワークを利用した受講を可とする。 ・不要不急の入構を自粛する。	感染拡大防止策を最大限講じたうえで研究活動を行う。	通常どおりの窓口業務を行うが、時差出勤および在宅勤務の活用を推奨する。	感染拡大防止策を最大限講じたうえで対面会議を行うが、オンライン会議を積極的に活用する。	・感染拡大防止策を徹底し、事前に許可を得た活動のみ実施を認める。 ・合宿や大会参加、コンサート開催など学外での活動は原則として禁止する。（一部特例を認めた課外活動は除く）
3 高度警戒 （大幅な活動制限）	オンライン授業を積極的に活用する。感染拡大の防止を最大限講じたうえで対面での授業・実習等を実施することを可とするが、教育上必要な範囲に留める。	入構にあたっては事前許可制とし（教室等で学内ネットワークを利用した受講や学内での研究を含む）、授業の受講や研究活動以外での入構を自粛する。	感染拡大防止策を最大限講じたうえで研究活動を行う。自宅等での活動を推奨する。	・運営上必要な業務を絞り、執務の体制を分割して全体の半数を在宅勤務とする。 ・窓口対応時間の短縮、メールや電話対応への移行を推奨する。	必要最小限の会議を除き、原則としてオンライン会議にて実施する。	すべての課外活動を禁止する。（一部特例を認めた課外活動を除くが、その場合も学外での活動は認めない）
4 緊急事態 （殆どの活動を制限）	オンライン授業にて実施する。対面での授業・実習等は原則として停止するが、教育上必要性が高いものに限って実施を許可する場合がある。	原則として学部学生・大学院生等の入構を禁止する。（緊急または必要性があると認められた場合を除く）	感染防止策を最大限講じたうえで、研究上必要性が高いものに限って学内での活動を可とする。自宅等での活動を強く推奨する。	・非常に優先度の高い最小限の業務に従事する職員のみ出勤し、その他は原則として在宅勤務とする。 ・窓口対応は原則としてメールまたは電話のみでの対応とする。	原則としてオンライン会議で実施する。	全面的に活動を禁止する。
5 重大な緊急事態 （必要最小限の活動）	すべての授業を停止する。	いかなる場合も入構を禁止禁止する。	全ての研究活動による入構を禁止する（資産維持のために不可欠な者※6を除く）。	原則休止する。緊急に出勤を要する最小限の要員以外、原則として全ての職員の出勤を禁止する。	原則としてオンライン会議で実施する。	全面的に活動を禁止する。

<留意事項>

1. 学生および教職員等の関係者の生命と安全、健康を守ること、ならびに感染拡大防止の社会的責任を果たすことを基本として、新型コロナウイルス感染拡大予防に取り組むためにこの行動指針を定める。
行動指針のレベルおよび具体的な措置は、「レベル設定における判断基準」を踏まえ、京都橋大学新型コロナウイルス対策本部において決定する。なお、上記はあくまで指針として示すものであり、総合的に判断して、表の記載と異なる措置を講じる場合がある。
2. 上記記載に関わらず緊急事態宣言が発令されている地域や往来自粛等が要請されている感染拡大地域への国内出張は原則として控える。外務省感染症危険情報（下記参照）のレベル2以上が発出されている地域への渡航は原則禁止する。
（参考）レベル1：十分注意してください。 レベル2：不要不急の渡航は止めてください。 レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告） レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）
3. 学外者のキャンパス入構および学内での諸活動については、それぞれの目的等に応じて、教職員または学生等に準じて取り扱う。
4. 学内で感染者が発生した場合などは、保健所等と協議をしたうえで、一時的にキャンパスへの入構禁止措置を講じる場合がある。
5. 上記表中の「感染防止策を講じる」について、「大学の再開に向けた感染症拡大防止のための手引き」など具体的な基準や方法を別途定める。
6. 上記表中の「資産維持のために不可欠な者」とは細胞・生物個体維持、施設・設備の維持管理などの活動に従事する者であり、事前に学部長・研究科長・研究所長・センター長のいずれかの許可を得ることとする。